

広報 おかや

広報

2006

5/1

No.1261

元気に育て！

5月5日は「こどもの日」子どもたちの健やかな成長を願い、市内のあちこちで鯉のぼりなどが飾られ、春のまちなみに彩りを添えています。

家の中では、内飾りを前に“小さな武士たち”が仲良く遊んでいます。

主な内容

進めよう！市民総参加のまちづくり …	2
出前講座をご利用ください ……	4
市制施行70周年記念式典 ……	6
生涯学習講座 ……	8
みんなのページ ……	14
社協だより ……	16
インフォメーション(おしらせ) ……	20
男女共同参画社会の実現をめざして …	30

進めよう！ 市民総参加のまちづくり



市では、市民総参加のまちづくりを市政運営の基本的な方針の一つとして、市民のみなさんと行政の協働によるまちづくりをより一層推進するため、平成16年10月に、「岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例」を制定しました。この基本条例は、市民総参加のまちづくりの基本原則や市民のみなさんの役割、市の役割を明らかにするとともに、具体的な市民総参加の方法を定めています。

本年度、この基本条例の理念に基づき、「市民総参加のまちづくり」をより具体的に推進するため、新たに二つの事業をスタートします。



まちづくりサロンを開設します



市民総参加のまちづくりサロンは、テーマに基づき市民のみなさんが自由に発言し、意見交換を行うなど、今後の市民総参加のまちづくりに役立てていこうというものです。“サロン”の名のとおり、和やかな雰囲気の中で気軽に発言していただき、情報交換やまちづくり活動への参加のきっかけの場になればと計画しています。

第1回は、ズバリ「市民総参加のまちづくり」をテーマに、市民のみなさんの日ごろの取り組みや考え方などをざっくばらんに話しいただき、意見交換をしていきます。

まちづくり活動に既にかかわっているみなさんはもちろん、「何かしたいと思っているけれど、きっかけがなくて…」「難しいことはわからないけれど、まちづくりに関心がある」というみなさん、どなたでも気軽にお出かけください。まちづくりの主役は、あなたなのですから。

◆第1回市民総参加のまちづくりサロン

と き…5月22日(月) 午後7時～

ところ…イルフプラザ・カルチャーセンター
多目的ホール

※まちづくり活動団体等のみなさんへ

市では、まちづくりにかかわる活動を行っている団体等を把握し、情報交換等に役立てたいと考えています。お手数ですが、団体等名称と連絡先を、企画課（内線1522）までご連絡ください。

FAX 24-0689

E-mail : kk@city.okaya.nagano.jp

「岡谷市わくわくするまちづくり推進事業補助金」を創設

～わくわくするまちづくりを推進する団体を募集します！～



「岡谷市わくわくするまちづくり推進事業補助金」は、“市民総参加のまちづくり”を目的に、市民のみなさんの“熱い想い”を少しでも後押しできるように、みなさんが自ら企画し、実施する事業に対し助成をする“新たな補助制度”です。「わたしたちのまち岡谷を自分たちの手で、より活気に満ちたわくわくするまちに」を合言葉にみなさんでまちづくり活動を始めてみませんか！

●募集する事業

- (1) 市民が自ら企画・実施する事業で、継続して市の活性化や賑わいの創出が期待できる事業。
- (2) 地域の特性を生かし、地域住民の自主的・主体的に取り組む事業で、継続して地域の活性化につながり、地域住民の連帯意識の高まりが期待できる事業。

具体的には以下のような事業を想定しています。

- 地域の伝統・文化・郷土芸能、スポーツの振興を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを推進する事業
- 地域の健康・福祉を推進する事業
- 景観づくり・自然環境保全を図る事業
- 地域の特性を生かし産業・観光振興を図る事業
- 子どもの健全育成を図る事業
- その他、個性的で特色のある、市の活性化および賑わいの創出を生み出す事業 など

※1年のみの事業は対象になりません。3年以上継続が見込まれる事業に対し、3年間助成を行います。

※過去5年以内に市から同様の補助を受けたり、地域等で恒例的に実施されている事業は対象になりません。

※原則として、新規事業が対象となります。

●補助対象団体

- (1) 地域の活性化または地域づくりを目的に組織された団体
- (2) 区または複数区で組織された団体もしくは、区の承認を受けた団体
- (3) 地縁に基づく団体
- (4) 青少年の健全育成を目的とする団体
- (5) 主たる事務所が市内にある特定非営利活動法人
- (6) その他、市長が特に認めたもの

※政治活動、宗教活動および営利活動を目的としている団体は対象になりません。

●助成内容

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費で、補助率は2分の1、補助金の限度額は50万円。ただし、施設の改修、備品の購入など設備投資に係る費用は最高100万円まで助成します。

※団体の事務所などを維持する経費、団体の経常的な活動に要する経費、食糧費（作業時の飲料水等、食材は除く）は、助成対象になりません。

●申請方法

商業観光課にある申請書（市ホームページからダウンロード可能）に、必要事項を記入し、事業計画書など必要書類を添付し提出してください。提出された申請書は「わくわくするまちづくり推進事業審査会」で審査を行ない、助成の可否を6月末までに決定し通知します。

申請書の提出期限は、**6月16日(金)**です。

※詳しい内容は、**商業観光課 地域活性化担当（内線1457）**までお気軽にお問い合わせください。

